

山口県報

平成18年
3月31日
(金曜日)

目 次

規則

山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則(県民生活課)……………

と畜場法施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………

山口県飼犬等取締条例施行規則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則
(廃棄物・リサイクル対策課)……………

山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)……………

山口県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)……………

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)……………

山口県観光審議会規則の一部を改正する規則(観光交流課)……………

山口県認定職業訓練事業補助金交付規則の一部を改正する規則(雇用・能力開発課)……………

訓令

山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令(広報広聴課)……………

山口県青少年問題協議会事務局規程の一部を改正する訓令(県民生活課)……………



山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十三号

山口県青少年健全育成条例施行規則の一部を改正する規則

山口県青少年健全育成条例施行規則(昭和三十三年山口県規則第一号)の一部を次のように改正する。

第十六条第一号を削り、同条第二号中「児童家庭課」を「こども未来課」に改め、同号を同条第一号とし、同条第三号から第七号までを一号ずつ繰り上げ、同条第八号中「市町村」を「市町」に改め、同号を同条第七号とする。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第十六条第八号の改正規定(「市町村」を「市町」に改める部分に限る。)は、公布の日から施行する。

と畜場法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十四号

と畜場法施行細則の一部を改正する規則

と畜場法施行細則(昭和五十九年山口県規則第二十一号)の一部を次のように改正する。

別表中「画泔^ち泔^ち泔^ち泔^ち泔^ち」を「画泔^ち泔^ち泔^ち泔^ち」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県飼犬等取締条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十五号

山口県飼犬等取締条例施行規則の一部を改正する規則

山口県飼犬等取締条例施行規則(昭和四十八年山口県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「行なう区域」を「行う区域」に改め、同項第一号中「行なう」を「行う」に、「市町村長」を「市町長」に改め、同項第二号及び第三号中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「行なわなければ」を「行わなければ」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十六号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成五年山口県規則第三十一号）の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「第十五条第一項」を「第十七条第一項」に改め、同条第三項中「第十八条」を「第二十条」に改め、同条第四項中「第十九条」を「第二十一条」に改める。

第六条第九号中「第十七条」を「第十九条」に改める。

別記第五号様式中「~~第15条~~」を「~~第17条~~」に改める。

別記第六号様式中「~~第16条~~」を「~~第18条~~」に改める。

別記第七号様式中「~~第18条~~」を「~~第20条~~」に改める。

別記第八号様式中「~~第19条~~」を「~~第21条~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十七号

山口県自然環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

山口県自然環境保全条例施行規則（昭和四十九年山口県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第一項中「市町村」を「市町」に改める。

第十五条第一号八(夕)中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

第十九条第一号ヲ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改め、同条第三号ニ中「の大学」の下に「（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第六十八条第一項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。以下同じ。）」を加え、同条第七号口中「第二項」を「第三項」に改め、同条第八号イ中「若しくは第二項」の下に「若しくは第二十五条の第二項若しくは第二項」を加える。

第三十四条第二号中「第八十条第一項本文」を「第二百二十五条第一項本文」に、「第九十九条第一項」を「第百八十四条第一項」に改め、同条第三号中「（第四十一条において準用する場合を含む。）」を「又は第四十条の二第一項本文」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十八号

山口県自然海浜保全地区条例施行規則の一部を改正する規則

山口県自然海浜保全地区条例施行規則（昭和五十七年山口県規則第八号）の一部を次のように改正する。

第八条第一号リ中「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」を「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に改める。

第九条第一号を次のように改める。

一 西日本高速道路株式会社

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第八十九号

山口県立自然公園条例施行規則の一部を改正する規則

山口県立自然公園条例施行規則（昭和三十五年山口県規則第四十九号）の一部を次のように改正する。

第十九条（見出しを含む。）中「市町村」を「市町」に改める。

第二十一条第八号中「又は第二項」を「若しくは第三項」に改める。

別記第八号様式の裏中「㊦」を「㊧」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県観光審議会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十号

山口県観光審議会規則の一部を改正する規則

山口県観光審議会規則（昭和四十五年山口県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項第四号を次のように改める。

四 関係市町の長

第九条中「商工労働部観光交流課」を「地域振興部観光交流課」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第九条の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県認定職業訓練事業補助金交付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第九十一号

山口県認定職業訓練事業補助金交付規則の一部を改正する規則

山口県認定職業訓練事業補助金交付規則（昭和五十一年山口県規則第六十一号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第百四条の二」を「第百一条の三第一項第二号イ⁽⁵⁾」に、「市町村」を「市町」に改める。

別表中「㊦」を「㊧」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。



山口県訓令第十号

山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

山口県広報事務取扱規程の一部を改正する訓令

山口県広報事務取扱規程（昭和四十年山口県訓令第一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「農林部農政課 水産部漁政課」を「農林水産部農林水産政策課」に改める。

附則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県訓令第十一号

山口県青少年問題協議会事務局規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十八年三月三十一日

山口県知事 二井 関 成

庁 中 一 般
各 出 先 機 関

山口県青少年問題協議会事務局規程の一部を改正する訓令

山口県青少年問題協議会事務局規程（昭和三十四年山口県訓令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第一項中「環境生活部県民生活課」を「健康福祉部こども未来課」に改める。
附 則

この訓令は、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月三十一日印刷
平成十八年三月三十一日発行

発行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）